

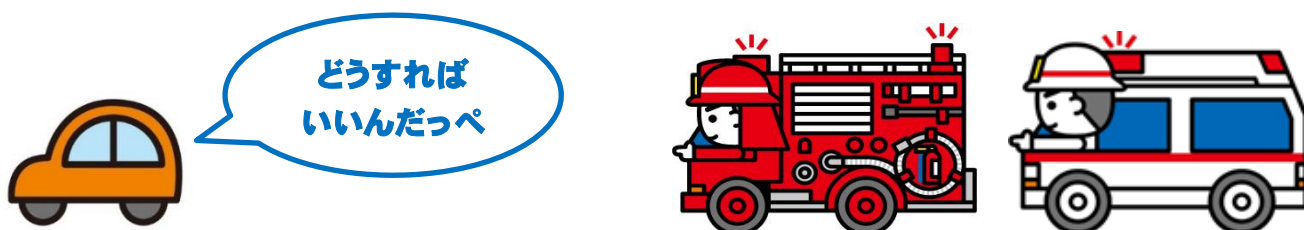
# 消防車や救急車の緊急通行へのご理解とご協力をお願いします

緊急自動車（消防団車両も含む）は、消火活動や傷病者の搬送など、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

そのため、道路交通法でも道路の右側部分にはみ出して通行することや、赤信号の交差点に進入できることなど特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、皆さまの協力が必要不可欠です。

## つくば市消防本部から皆さんへのお願い

消防車等がサイレンを鳴らして走行してきた場合には、周囲の状況に注意しながら慌てずに進路を譲ってください。



つくば市内でも交通渋滞の頻度が高くなっております。

- ✓ 交差点付近では交差点を避け、進路を譲ってください
- ✓ 狭い道路などで停車する場合は、消防自動車等の通行に支障がないよう配慮してください
- ✓ 消防自動車等が高速道路などの本線に合流するときは、その進行を妨げないようにしてください

※ 自転車やバイク、歩行者の皆さんも、ご協力ください。

